



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ジャワ王侯領経済史序説
Author(s)	宮本, 謙介
Citation	経済学研究, 40(1), 1-25
Issue Date	1990-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31850
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(1)_P1-25.pdf



ジャワ王侯領経済史序説

宮 本 謙 介

はじめに

近年のジャワ王侯領の経済史研究では、ケアリ (P. B. R. Carey) とフーベン (V. J. H. Houben) の業績がまず注目に値する。ケアリは、ジャワ戦争 (1825-1830年) 前史を分析した学位論文¹⁾ (1975年) をベースにして次々と論文²⁾ を発表しているが、その特徴は、膨大な未公開史料を駆使し、ジャワ戦争に至る経緯を単に軍事史・王朝史に止どめず、社会経済的要因にまで踏み込んで分析していることである。フーベンの学位論文³⁾ は、ジャワ戦争以後 (1830-1870年) のオランダ植民地政庁と王侯領の関係史を扱っており、特にオランダの圧力の下での王侯領行政の再編過程や私企業進出の実態などは研究の空白を埋めるものである。ケアリとフーベ

ンの研究は、共に一次史料に依拠した優れた実証研究と言ってよい。また、ヒューヘンホルツ (W. R. Hugenholtz) 論文⁴⁾ は、オンホッカム (Onghokham) がマディウン社会の分析に際してクドゥ史の史料に依拠したことを批判し、同じ王侯領でも社会経済構造の地域的差異に注目している。また、スハルトノ (Suhartono) 論文⁵⁾ は、スラカルタ王侯領のクラテン (Klaten) に即して、19世紀後半の外国資本による土地租借＝農園開発が農村社会にどのような混乱と荒廃を齎したのかを分析している。一方、日本では、森弘之氏の先駆的研究⁶⁾ があり、本格的な研究としてはこれが唯一のものであろう。氏は『慣習法体系』 (Adatrechtbundels) に収められているバレマング裁判記録に拠って農村社会の把握を試みられた。

このような内外の研究成果にもかかわらず、筆者が前二稿⁷⁾ で紹介したようなオランダ (1811

- 1) Carey, P. B. R., *Pangeran Dipanagara and the Making of the Java War*, Ph. D. Thesis, Oxford University, 1975.
- 2) Carey, P. B. R., "The Origins of the Java War (1825-30)", *English Historical Review*, Vol. 91, 1976. do., "The Residency Archive of Jogjakarta", *Indonesia*, No. 25, 1978. do., "Changing Javanese Perception of the Chinese Communities in Central Java, 1755-1825", *Indonesia*, No. 37 1984. do., "Waiting for the 'Just King': The Agrarian World of South-Central Java from Giyanti (1755) to the Java War (1825-30)", *Modern Asian Studies*, Vol. 20, No. 1, 1986.
- 3) Houben, V. J. H., *Kraton en Kumpeni, Surakarta en Yogyakarta, 1830-1870*, Ph. D. Thesis, Leiden University, 1987.

- 4) Hugenholtz, W. R., "Taxes and Society: Regional Differences in Central Java around 1830", in Sartono Kartodirdjo (ed.), *Papers of the Fourth Indonesian-Dutch History Conference, Yogyakarta, 24-29 July 1983*, Volume One, Agrarian History, Gadjah Mada University Press, 1986.
- 5) Suhartono, "The Impact of the Sugar Industry on Rural Life, Klaten, 1850-1900", in Sartono Kartodirdjo (ed.), *op. cit.*
- 6) 森弘之「ジャワ『土侯領』の村落構造の歴史的変遷」岸幸一・馬淵東一編著『インドネシアの社会構造』アジア経済研究所, 1969年, 所収。
- 7) 拙稿「オランダ植民地支配とジャワ農村の労働力編成—強制栽培期の砂糖生産地帯を中心に—」『経済学研究』 (北海道大学), 第39巻第1号, 1989年

—1816年はイギリス)直轄領地域に関する多数の優れた近業に比べれば、王侯領経済史研究は、なお立ち遅れていると言わざるを得ない。とりわけ、王侯領の植民地政庁への従属化の過程をトータルに把握する視点が欠如しているように思われる。そこで、本稿では、1755年のギヤンティ条約から1918年の村落再編成=新借地条例の成立までを3つの時期に区分し、植民地政庁への従属の段階的深化の特徴を跡付ける⁸⁾。以下では、とくに土地所有・租税収取関係に着目し、王侯領独特の重層化した土地所有権・租税収取権に対して、外部勢力がどのように浸透し、その自立的権限を制約していったのか、という視角から従属の諸段階を具体的に検討してみる。主に依拠する文献は、イギリス統治期にジョクジャカルタ駐在官を務めたクロフアード(John Crawford)の報告書⁹⁾(India Office Library所蔵の未公刊史料)、19世紀ジャワ経済史の基礎史料『提要』¹⁰⁾、さらにラウファール¹¹⁾(G. P.

Rouffaer), シモン¹²⁾(A. Simon), スポモ¹³⁾(Soepomo)らの古典的研究であり、加えて前述のケアリやフーベンらの一連の研究からも多くを学んでいる。

I. 王侯領の領土編成と在地支配 (1755—1811年)

1. 領土編成の推移

1746年、マタラム王パクブワナ2世(Pakubuwana II, 1726-1749)の王位継承をめぐる、王の義弟マंकूपミ(Pangeran Arja Mankubumi)が起こした反乱は、1749年にジョクジャカルタでマंकूपミが、スラカルタでパクブワナ3世がそれぞれ王位就任を宣言するに至って、王家の分裂を決定的なものにした¹⁴⁾。この内紛を調停したオランダ東インド会社(Vereenigde Oost Indische Compagnie, 以下VOCと略記)は、1755年にギヤンティ(Giyanti)条約を締結させ、東北海岸地方総督ハルティング(Nicolaas Hartingh 1754-61)がマंकूपミ(初代スルタンとして即位—Sultan Hamengkubuwana)およびパクブワナ3世と個別交渉し、両王侯領¹⁵⁾の境界を確定させた¹⁶⁾。さらに同条

6月。同「オランダ植民地支配とジャワの在地首長層」『経済学研究』(北海道大学), 第39巻第4号, 1990年3月。

- 8) 本稿は、旧稿「オランダ植民地支配とジャワ王侯領の農村社会」(『研究論叢』(工学院大学)第25号, 1987年12月)と部分的に重なるが、新たに入手した史料や近年の研究成果を取り入れて大幅に書き改めたものである。
- 9) India Office Library, Mackenzie Collection: Private, No. 21, Part 4, John Crawford, "Sultan's Country by Mr. Crawford in 1812, Observations on the Nature and Resources of the Territories under the Authority of the Sultan of Mataram". Part 5, do., "Report upon the District of Pachitan". Part 7, do., "Remarks on the Nature and Condition of Some Suggestions for the Improvement of the Land Revenue in the Territories of the European Power. Part 8, do., "Report upon the District of Cadoe by Crawford". クロフアードは、次の4期にジョクジャカルタ駐在官を務めている。1811年11月～1813年4月, 1813年12月～1814年4月, 1814年7月～1814年9月, 1816年1月～1816年8月。
- 10) *Eindresumé van het bij Gouvernement Besluit dd. 10 Juni 1867 no. 2 Bevolen Onderzoek naar de Rechten van den Inlander op den Grond op Java en Madoera*, Batavia, 3 vols., 1876-1896.

11) Rouffaer, G. P., "Vorstenlanden", *Adatrechtbundel*, Vol. XX XIV, Serie D, No. 81.

12) Simon, A., "Het Agrarische Stelsel in de Javache Vorstenlanden en de Reorganisatie", *Koloniaal Tijdschrift*, 1918-1.

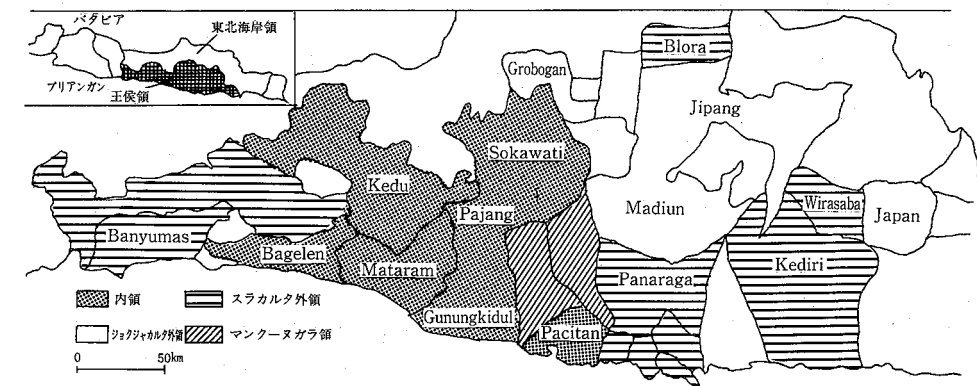
13) Soepomo, *De Reorganisatie van het Agrarisch Stelsel in het Gewest Soerakarta*, 's-Gravenhage, 1927.

14) マタラム王国史の研究状況については、さしあたり拙稿「植民地化前のジャワの国家に関する覚書—17, 18世紀マタラム国家の支配体制を中心に—」『一橋論叢』第89巻第5号, 1983年5月, 参照。

15) オランダは、マタラム分裂後の両王家の領地を1800年ごろまではBovenlandenと呼んでいた。ホーヘンドルプ(Dirk van Hogendorp)がこれをVorstenlandenと呼び、ダーネルスもこの語を使用、ラッフルズはNative Courtsと言ったが、1816年のオランダ権力回復後はVorstenlandenが一般的となった。Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 234. 本稿では統一して王侯領と呼んでいる。

16) 詳しくはRouffaer, G. P., *op. cit.*, pp. 235-239.

図1 1811年以前の王侯領



約では、王家の宰相パティの任免には VOC の承認を必要とすることや東北海岸領 (Pasisir) の VOC への租借 (毎年の租借料 2 万レアル) が決定し、VOC の勢力圏は更に拡大した¹⁷⁾。VOC は王侯領にも「義務供出」を課し (胡椒、綿花、豆類など)、各地方首長＝ブパティ (Bupati) と供出量を取り決めており、さらにアヘン、チーク材、燕窩などの独占的取引権を獲得している¹⁸⁾。しかし 18 世紀後半の段階では、VOC の王侯領駐在官 (Resident) は宮廷家臣と同様の扱いを受けており、VOC による王侯領内政への直接的介

入はまだ見られない¹⁹⁾。

この段階の王侯領は、宮廷を中心に、王の直営地と王族・上級官僚に下賜される封土から成る内領 (Negara Agung)、地方行政官＝在地首長層が支配する外領 (Mancanagara) から編成されていた (図 1 参照)。ギヤンティ条約で確定した領土分割では、内領が各々 5 万 3,100 チャチャ (cacah, 世帯を示す単位－後述)、外領はジョクジャカルタ領が 3 万 3,950 チャチャ、スラカルタ領が 3 万 2,350 チャチャとなった²⁰⁾。外領は地方毎にその所属が決められたが、内領では、封土所有者が元の所有地を維持したまま、どちらかの王室に所属することが許されたため²¹⁾、両王家の封土が混在することとなり、さらに王族・官僚の増加が加わって、封土をめぐる紛争とその細分化は必至となった。

そこで 1773 年には、各封土の境界を決定するため、両王家の領地についての新たな土地台帳が作成され、スマラン (東北海岸領の首都) で両王家の宰相と駐在官によって調印された。こ

第 3 次王位継承戦争の際、マンクーム軍の最高指揮官をつとめたマス・サイド (Mas Said) は、その後マンクームと決裂し、スラカルタ王ススフナンの保護下に入り、VOC の仲介 (分割支配政策) でスラカルタ領内に 4,000 チャチャの領土を得た。これがマンクヌガラ (Mangkunegara) 領である。マンクヌガラ家は、その後スラカルタ王家に対して従属関係にあり、王位継承の際にはスラカルタ王家の承認を義務づけられた。オランダは、マンクヌガラ軍の軍事力を強化させ、スラカルタとの従属関係の解消を図った。最終的には 1896 年にマンクヌガラはスラカルタへの従属関係を断ってオランダの一方的監督下に入っている。Ricklefs, M. C., *Jogjakarta under Sultan Mangkubumi, 1749-1792*, Oxford University Press, 1974, p. 92, Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 240.

17) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 262. Ricklefs, M. C., *op. cit.*, pp. 54-72.

18) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 263.

19) 18 世紀後半には VOC も財政的、軍事的に弱体化していたが、両王家は東北海岸領の租借料収入に依存していたため、VOC 攻撃の意向はなかった。Ricklefs, M. C., *op. cit.*, p. 247.

20) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 237. Ricklefs, M. C., *op. cit.*, p. 71.

21) Carey, P. B. R., "Waiting……", *op. cit.*, p. 73.

の新土地台帳では、内領の合計が1755年に比べて30%増の13万8,940チャチャとなっているが、これは封土不足を解消するため、外領の4地域（カドゥワン、バニユマスの一部、パムルデン、パチタン）が新たに内領に編入されたためである²²⁾。しかし、この封土境界の確認も、改めて土地測量が行われたわけではなく、したがって旧土地台帳を修正しないまま境界の画定が行われたに過ぎない²³⁾。おそらく、マタラム王国第4代王アマンクラート1世（Amangkurat I, 1645-77）が1651年に作成したと言われる土地台帳がそのまま利用されたものと思われる。チャチャを単位とする支配規模の表示は、慢性的内戦（1675年のトルナジャヤの乱からギヤンティ条約まで、約80年のうち36年間は内戦）、伝染病＝飢饉の頻発、VOCの「義務供出」、現地人首長の重税（軍役・賦役）などから住民の移動が頻繁であった時代には²⁴⁾、支配者にとって土地を支配するよりも人（世帯）を支配することの方が肝要であり、関心事だったためであろう。

ところが18世紀後半に入って、中部ジャワでは大規模な内戦もなく（とくに内領²⁵⁾）、比較的平穏で住民の定住化と耕地の拡大が一層進展した。しかし、この時期にも公的な支配規模は尚チャチャで表示されており、王家が所持する土地台帳と在地支配の実態との乖離は明らかであった。ジョクジャカルタ王侯領では、1800年ごろ開墾地の登録を義務づけたが、耕地の拡大を報告した封土所有者や土地保有農民はいなかつ

たと言う²⁶⁾。そこでスルタンは、1802年と1808年の2回、内領で土地の再測量＝パンチャス（Pancas）を強行した。このパンチャスでは、従来より短い測定器具を用いることによって、封土のチャチャ数を変えることなく各封土規模の縮小が図られた。その結果、スルタンは約1万チャチャ（封土数の15%にあたる）相当の領地を直営地に編入し、さらに約2万レアルの増収を得ている²⁷⁾（1808年、同年のスルタンの全収入は16万4,905レアル）。一方、封土所有者はパンチャス後も封土収入を維持しようとしたため、結局負担は重税となって農民に転嫁され、これが後の社会不安を醸成する一因ともなった。

かかるパンチャスにもかかわらず、王による領地の掌握は依然として不十分であった。後に植民地政庁に割譲されてから判明したことであるが、内領のパチタンでは土地保有世帯3,757に対して公式課税世帯は400に過ぎず、ジョクジャカルタの東部外領では3万3,500チャチャのうち約4割しか公式登録されておらず、ジャワ戦争後オランダは約2万世帯がブパティにのみ租税を徴収されていたことを確認している²⁸⁾。このように、未登録地が広範に存在したことを推察させる事実は、在地の土地所有関係＝租税収取関係に王の支配権が十分には貫徹せず、在地支配者層が独自の権能を発揮していたものと考えられる。

ところで、王侯領の支配権に対してより一層の介入を企てたのはダーンデルス²⁹⁾（Herman

22) Ricklefs, G. P., *op. cit.*, pp. 158-160.

23) Carey, P. B. R., "Waiting……", *op. cit.*, p. 110.

24) Ricklefs, G. R., "Some Statistical Evidence on Javanese Social, Economic, and Demographic History in the Later Seventeenth and Eighteenth Centuries", *Modern Asian Studies*, Vol. 20, No. 1, 1986, p. 22, 29.

25) 外領での小規模な反乱には、1761年のラデン・ウィラトムジャ（Raden Wiratmedja）の乱、1762年のアドゥル・カディル（Addul Kadir）の乱などがある。Ricklefs, G. R., *Jogjakarta……*, *op. cit.*, p. 122.

26) Deventer, van S., *Bijdragen tot de Kennis van het Landelijk Stelsel op Java*, Zalt-Bommel, 1865, Vol. 1, p. 189. Crawford, J., "Remarks……", *op. cit.*, p. 219. Carey, P. B. R., "Waiting……", *op. cit.*, p. 110.

27) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 246. Carey, P. B. R., "Waiting……", *op. cit.*, pp. 114-115.

28) Carey, P. B. R., "Waiting……", *op. cit.*, p. 112.

29) 1795年にオランダを占領したフランスのナポレオン・ボナパルトは、1806年に弟のルイ・ナポレオンをオランダの王位に付けた。このルイ・ナポレオンが、1808年に総督として派遣したのがダーンデルスである。

Willem Daendels, 1808-11年)であった。ダーンデルスは外領の豊かなチーク林と米作地に目を着け、総督に着任した1808年、東部外領に対して木材伐採を政庁に認めるよう要求、その中心地プロラ (Blora, スラカルタ外領) では全チーク貿易がブパティから取り上げられ、政庁の手で中国人・ヨーロッパ人の独占貿易とされた。同じく東部外領のジバン (Jipang) やジャバン (Japang) でも同様の措置が取られ (いずれもジョクジャカルタ領)、ブパティは重要な収入源を断たれることになった³⁰⁾。

ダーンデルスの介入に対する外領ブパティの不满を背景として、1810年11月にジョクジャカルタ外領のブパティ・ウダナ (外領の最高責任者) であったラデン・ランガ (Raden Ranga) の反乱が起こる。この反乱は宮廷内部の派閥抗争と絡んで複雑な様相を呈するが、植民地政庁のチーク独占に抵抗するブパティや林業住民のみならず、それまで東北海岸領への食糧供給地であったグロボガン (Grobogan, ジョクジャカルタ外領) でもブパティが米の供出を中止するに至って、反乱は多くの支持者を得ることとなった³¹⁾。スルタンは、当初反乱軍の掃討に消極的であったが、ダーンデルスの圧力に屈してこれを鎮圧、同年12月末にはダーンデルスがスルタンにジョクジャカルタ処分を言い渡した。それは、第一に、東北海岸領の租借料の廃止であり、これによって王家は東北海岸領への名目的支配権を喪失し、加えて重要な収入源も断たれることとなった。第二には、セラ (Sela), ジバン, ジャバンの一部割譲であるが (合計で1,600チャチャ), 当地には多くの王族の墓があり、聖地の割譲は王家の威信を著しく傷つけることになった³²⁾。

かかるダーンデルスによる王侯領への積極的介入政策を引き継いで、その支配権に重大な制

約を加えたのがイギリス統治期の総督代理 (Lieutenant-Governor) ラッフルズ (Thomas Stamford Raffles, 1811-16) であった (第二節)。

以上の史的経緯を踏まえて、次にダーンデルス統治期までの王侯領 (とくに内領) の土地所有=租税收取関係を検討してみる。

2. 在地の支配体制—内領を中心に—

以下では、主にクローフアードのジョクジャカルタ内領に関する報告書を利用し、内領の在地におけるドゥマン=ブクルの支配体制を土地所有=租税收取関係から検討してみる。

(1) ドゥマン=ブクルの在地支配

既述のように、内領は王が王族や上級官僚に下賜した封土と王の直営地から構成されていた。封土規模は、所有者の宮廷における身分地位によって異なるが、おおよそ表1に示したような序列が形成されていた³³⁾。封土の下賜を受けると

表1 官僚の序列と封土規模 (19世紀初頭)

官 職	封土 (チャチャ)
1. Adipati	(特に基準なし)
2. Tumenggung	(")
3. Kliwon	2,000
4. Panewu	1,000
5. Mantri	100
6. Paneket	50
7. Panglawe	25

(出典) van Deventer, S., *op.cit.*, Vol.1, p.190.

きは、封土の位置を示した文書=ナウォロ (Nawolo) を与えられるのが通例であったが、クローフアードによれば、割り当てられる封土

33) 宮廷行政は、次のような上級官僚によって担われていた。①パティ (宰相), ②ウダナ・ブパティ (外領の最高責任者), ③ブンフル (宗教長官), ④カディパテン (宮殿) のパティ, ⑤宮廷のウダナ・ブパティ (ナヤカー・Nayaka—顧問, 4名の内ブパティと4名の外ブパティ)。Rouffaer, G. P., *op. cit.*, pp. 278-293. Carey, P. B. R., *Pangeran Dipanagara*……, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 625-628.

30) Carey, P. B. R., *Pangeran Dipanagara*……, *op. cit.*, Vol. 1, pp. 145-155.

31) *Ibid.*, pp. 159-171.

32) *Ibid.*, pp. 178-179.

表2 事例：あるトゥムングンの封土（1804年）

村 落 名	封 土 (チャチャ)	村 落 名	封 土 (チャチャ)
1. Katitan Pakuhuman...	12	13. Samampir	4
2. Katitan Kartak...	20	14. Woyo	8
3. Palahen	4	15. Kagungan	8
4. Gamauang	8	16. Krettek	4
5. Susukan Purbonganti	8	17. Mongang	2
6. Pyahan	8	18. Tangolanging	4
7. Karsanan	4	19. Kalapu	12
8. Duwat	6	20. Lobang	40
9. Pakuwon	2	21. Katundan Kanayan...	36
10. Ngamplak	2	22. Kaliduren	4
11. Koripan	12	23. Paduruso	4
12. Magulang	24	24. Katog	4
合 計		合 計	240

(出典) Crawford, J., "Remarks.....", *op. cit.*, p.254より作成。

は近接した一円地ではなく、内領全域に分散していた。これは、「人口の密集した肥沃な土地では普遍的に見られる原則であり、地方に強力な影響力をもった家臣の発生を危惧してのことであった³⁴⁾。」クロフアード報告書には、スルタン(ジョクジャカルタ王)がジャワ暦1731年(西暦1804年)付で、ある上級官僚にトゥムングンの称号とともに与えたナウォロが付属文書として添付されている。表2に示したように、この高官の封土240チャチャは24ヵ村にわたっており、中には100マイル以上離れた村落もあった³⁵⁾。

王族や上級官僚であった封土所有者＝パトゥ(Patuh)は首都に住むことを義務づけられていたので、その所有地である封土の管理や租税・賦役の収取には在地の有力者を指名し、彼らにその一切を任せるのが通例であった。この徴税を請け負う在地の有力農民がドゥマン(Demang)やブクル(Bukul)と呼ばれた。

一般に直接生産者からの徴税や年2回のパトゥへの納税、あるいは支配下住民の一定数を首

都での賦役労働に徴発するのがブクルの任務とされていた。ドゥマンというブクルより上位の封土管理者を置くのは、「10～30人程度のブクルを要する隣接の領地で、その土地の徴税全体の責任を負わせる者を任命する必要がある³⁶⁾」時であった。ドゥマンの支配規模は、3～4ジュンから100ジュンまで多様であったが、クロフアード報告書段階(1812年)では、ドゥマンが介在する封土はジョクジャカルタ内領の過半に達していた³⁷⁾。

ところで、ラウファールによれば、ブクルとは本来は村長の呼称であり、したがって一村落に一人のブクルが原則であったが(少なくとも1755年まで)、この原則は、王侯領の縮小と内領の細分化によって大きく崩れてきた。同一村落内に複数の封土が設定されるようになり、それに応じて複数のブクルが任命されたのである³⁸⁾。

徴税はブクルの任務と見做されたが、村落レベルでの実際の土地所有＝租税収取関係は、更

34) Crawford, J., "Remarks.....", *op. cit.*, p. 234.

35) *Ibid.*, p. 254.

36) *Ibid.*, p. 230.

37) *Ibid.*, p. 228.

38) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, pp. 315-316.

に複雑化していたようである。ブクルの中には数ヵ村にわたってブクル職を兼ねる者がいたり、あるいはブクルが村落の下級役人(Sentono)に封土の徴税を請け負わせたり、あるいは他村住民や中国人に徴税請負を任せた場合もあり³⁹⁾、在地の土地所有関係はブクルを核として重層化していたものと思われる。

一方、首都に住むパトゥは、各地に分散して存在する封土の上級所有権を持つに過ぎず、自己封土の所在地の名称や状況を知る者はほとんどいなかった。この点についてクローフードは、「現地人政府において、彼(君主)は一定の収入を期待するが、これが実施されていればその手段は関心事ではない。俸給として土地所有をみとめられている政府の役人たちも同様である。彼らは、一般に都に居を構えているので、収入源となる自己の領地を一度も訪ねたことがなかったり、それどころか所有地の正確な位置すら知らないこともしばしばである⁴⁰⁾」と指摘している。したがって、一旦ドゥマンやブクルが任命されると、租税・賦役の收取は彼らに一任されることになる。パトゥはブクルの解任権をもっているが、ひとたびブクル職を得た者は、徴税能力のある最適任者と見做され、容易に解任できるものではなかった。「ブクルは一定の安定的地位を得ていた⁴¹⁾」のである。通常、ドゥマンやブクルは、その職に就くことで村落内の最優等田を俸給田＝職田として付与され、大規模な職田を所持する者は、それを支配下住民に耕作させた(一種の賦役労働と見做しうる)。また、ドゥマン・ブクルは、任命に際してパトゥに献上金＝ブクティ(Bektigeld)の支払いを義務付けられたが、その職は献上金を支払うことで世襲も可能であった⁴²⁾。このように、在地レベルでは、ドゥマン・ブクルが租税・賦役收取に対して強力な権限を行使していたのである。

ただし、パトゥの中には、より多くの献上金を支払う者にブクル職を与え、既存のブクルを解任することもあった。こうした場合には、既得権を守ろうとする旧ブクルの抵抗で、新旧ブクルの間に住民を巻き込んだ激しい衝突がおこり、時には多数の死傷者を出すこともあったと言う⁴³⁾。「村落戦争」—perang desa—と呼ばれる)。かかる事態は、むしろブクルの強力な支配権の争奪戦と見ることができよう。

内領の支配は、上述のドゥマン・ブクルの在地支配に並行して、宮廷が任命する地方行政官＝グヌン(Gunung)が司法・警察を担当した⁴⁴⁾。いま内領バグレンに即して、グヌン行政とドゥマン・ブクル支配の関係を見てみると、封土の徴税権はパトゥに帰属しているので、当然のことながらパトゥがドゥマン・ブクルにその権限を委任する。一方、司法・警察はグヌンの管轄であり、これに関してはドゥマン・ブクルもグヌンに従うことになっていたが、実際の在地レベルでは、ドゥマン・ブクルがグヌンに代わってその権限を行使していた。ただし、バグレンには王の直営地(Mahossan dalem)が多数存在しており、この直営地ではグヌンの管轄下でドゥマン・ブクルが委任された徴税権を行使した⁴⁵⁾。コールマンによれば、バグレンは18のグヌン行政地域に分割されている。その一覧を示したのが表3である。

このように、内領の封土では、徴税権を付与されたドゥマン・ブクルが在地の事実上の支配者であったが、王の派遣する行政官グヌンが司

43) 両王家の間で村落内の土地紛争を調停するための条約が18世紀後半に2度締結されており、この時期には「村落戦争」が頻発したことを窺わせている。1771年「アングル・アグン」(Angger Ageng), 1773年「アングル・アルビル」(Angger Arubiru)。Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 339, 343. Carey, P. B. R., "Waiting……", *op. cit.*, p. 76.

44) Kollman, M. H. J., "Bagelen onder het Bestuur van Soerakarta en Djokdjakarta", *Tijdschrift voor Indische Taal-, Land- en Volkenkunde*, Vol. 14, 1864, p. 355.

45) Hugenholtz, W. R., *op. cit.*, p. 161.

39) *Eindresumé*, Vol. 2, pp. 121-123.

40) Crawford, J., "Remarks……", *op. cit.*, p. 229.

41) *Ibid.*, p. 226.

42) *Eindresumé*, Vol. 2, p. 121.

表3 バグレン(内領)のグヌン行政区

行政区	所属	区分
1. Tangung	S	直営地
2. Loano	J	封土
3. Bapanggan	J	直営地 (グヌンの職田 25カリオ)
4. Semawung	J	直営地
5. Blimbing	J	パティの封土, 3000カリオ
6. Merden	S	封土, 3000カリオ
7. Kuta Winangun	S	封土, 3000カリオ
8. Gessikan	S	賦役賦課地, 3000カリオ ジョン毎に1人3日, 4人が交代で出役。
9. Ngrowo	J	直営地, 75カリオ
10. Wolo	S	直営地, 50カリオ
11. Panjer	S	直営地 800カリオ
12. Tlogo	S	直営地
13. Romo Jati Negoro	J	封土, 2000カリオ (グヌンの職田 50カリオ)
14. Watulembu	J	直営地, 1000カリオ (グヌンの職田 25カリオ)
15. Lenggis	J	直営地 2000カリオ (グヌン職田 25カリオ)
16. Selomaniek	J	直営地 (グヌンの職田288カリオ)
17. Selomerto	J	賦役賦課地
18. Semaiyu	J	直営地 (グヌンの職田 45カリオ)

(出典) Kollmann, M. H. J., *op.cit.*, pp. 358-362
より作成。

(注) 所属のSはスラカルタ, Jはジョクジャカルタ。

法・警察の最終的権限を握っており、この点で在地の支配権に王権の側から一定の制約を加えている。

(2) 農民の租税負担

ドゥマンやブクルが在地の最有力農民であったとすれば⁴⁶⁾、他の農民層は言うまでもなく租税・

賦役の負担者であった。租税・賦役の具体的内容を検討する前に、まず農民層の階層構成について簡単に触れておこう。

当該期王侯領の農民層について、その実態を捉えることは史料の制約から極めて困難であるが、筆者は前稿で内領バグレンの住民構成に関するコールマン (M. H. J. Kollmann) 論文を紹介した⁴⁷⁾。要点のみ再度引用すれば、バグレン住民の身分構成は、第一に、クーリー・バク (Koeli bakoe) と呼ばれる土地保有農民で、中核的農民として租税と賦役を負担する。第二は、リンドウン (Lindoeng) で、宅地と家屋は所持するが耕地は持たず、主に農業以外の生業に就く (小商人や職人など)。第三は、ポンドック (Pondok) という土地なしの農民層で、土地保有農民であるクーリー・バク=主人に隷属する。この階層は更に、主人の宅地内に家を持ち家計を別にするもの (ポンドック・テンペル) と、家計は別だが主人宅に住み込むもの (ポンドック・スルスブ) とに分けられる。第四、つまり最下層に位置するのがラヤット (Rayat) で、衣食住を全面的に主人に依存する隷属民である。第三と第四の階層に属する農民が、土地保有農に従属する隷属民であり、主人の農作業や賦役の補助、様々な家事雑業に従事する。このように、コールマン論文では、農民といっても土地 (耕地) 保有者から様々な隷属民まで存在したことが指摘されている。また、ジョクジャカルタ外領のマディウン (Madiun) に関するオンホッカムの研究によれば、マディウンでは、1830年にオランダ直轄領に編入されるまで、土地保有農民はシクップ (Sikep) と呼ばれて、ヌンパン (Numpang, 家族持ち) やブジャン (Bujang, 単身) と言う隷属民を使役して農耕や開墾、あるいは賦役の一部を負担させていたと言う⁴⁸⁾。ま

47) 前掲拙稿「オランダ植民地支配とジャワ農村の労働力編成」, p. 30.

48) Onghokham, *The Residency of Madiun: Priyayi and Peasant in the Nineteenth Century*, Ph. D. Dissertation, Yale University, 1975, p.

46) クローファード報告書には、ドゥマン・ブクルが農民であったことが繰り返し指摘されている。

表4 土地保有農民および隷属民の地方別呼称 (19世紀中葉)

地 方	土地保有農民	隷 属 民
バグレン (旧内領)	{ Tani { Baku	{ Lindoeng (家と宅地所有) { Pondok tempel (家のみ所有) { Rajat, Glongsor (主人宅に住み込み)
ク ド ャ (旧内領)	{ Orang pacul { Tani	{ Orang ngindung (家と宅地所有, 水田の小作) { Mondok tempel (家のみ所有) { Orang menumpang (主人宅に住み込み) { Orang glongsor (")
パチタン (旧内領)	Kuli kuwat	Orang menumpang
マディウン (旧外領)	Sikep	Numpang, Bujang
ジョクジャカルタ	Orang pacul	{ Ngindung { Orang mondok (主人宅に住み込み)
ス ラ カ ル タ		{ Pengindung { Menumpang { Mondokan

(出典) *Eindresume*, Vol.3, Bijlage K, pp-152-156より作成。

た、ケアリによれば、ヌンパンは、新たに土地を開墾するのでなければ、シクップ身分に上昇するチャンスはほとんどなく、19世紀に入ると開墾も益々困難となり、増加するヌンパンの一部は没落してバトゥル (batur) という人夫として交易ルートで働く者や、中には徒党を組んで略奪を業とする者も少なくなかったと言う⁴⁹⁾。

169. 『提要』によれば、マディウンでは、かつてはヌンパンはそれほど多くなく、未開墾地が豊富で彼らもシクップに上昇することができたと言う。当地では、むしろ強制栽培制度が導入させて以降 (1830年～)、未耕地が著しく減少し、ヌンパンはシクップになる機会をうばわれて急増した。とりわけインディゴの強制栽培では、その重賦役にヌンパンも使役され、シクップが負担する賦役の半分を彼らが履行した。*Eindresume*, Vol. 3, Bijlage K, p. 154.

- 49) Carey, P. B. R. (ed. and trans.), *Babad Dipanagara. An Account of the Outbreak of the Java War (1825-30)*, Kuala Lumpur, 1981, XX XIX.

19世紀初頭のシクップとヌンパンの関係について、ヒューヘンホルツは、内領ではヌンパンがシクップと融合してシクップ数が増加したのに対して、外領では逆にシクップが没落してその数を減らしたとしている。彼によれば、内領では重税のためにヌンパンの分益小作に利益が少なく、ヌン

各農民層の構成比や具体的な身分変更のあり方、細かな権利・義務関係など、詳細は殆ど判らないが、史料『提要』でも旧王侯領と王侯領の地方別農民身分呼称の一端が報告されているので、これを表4に掲げておく。

いずれにしても、王侯領でも農民の間にはかなり複雑な身分序列が存在したようであるが、公的な租税・賦役の負担者はあくまで土地保有農民であった。そこで次に、租税・賦役の内容について見てみる。

クローファードによれば、内領の農民が賦課される税は、大別して3種類であった。第一は、パトゥが課す土地税＝パジャック (Pajak) で、水田では収穫の2分の1、畑地では3分の1を

パンは労働の報酬を土地保有で要求するようになり、その一部はシクップに上昇した。一方、外領では官僚の大規模な職田、耕地の開墾や横領によって、多くのシクップは分益小作農に没落したと言う。これに対してケアリは、ヒューヘンホルツの言うような一般化は困難であり、シクップの影響力は当該期の重税、経済混乱、戦争で低下したとしても、それほど根本的な変化は有り得ないとしている。Carey, P. B. R., "Waiting……", *op. cit.*, pp. 118-119.

原則とし⁵⁰⁾、ブクルはこれを年に2度(マホメットの生誕祭—Mulud—と断食明けの祭—Puwasa—の時期)、現物または貨幣で徴収した⁵¹⁾。貨幣で徴収する場合は各地のジュン(約2.8ヘクタールとされるが、一律の面積単位ではなく、地方毎に偏差が大きい)を単位として額を定めていた⁵²⁾。ブクルは、徴収した土地税の一定量をすべて貨幣にしてパトゥに上納する。ただし、ブクルの上位にドゥマン職が置かれている所では、ドゥマンに徴収税のおよそ5分の1を分与しなければならない⁵³⁾。いずれにしても、ドゥマンやブクルは、前述の職田所有に加えて、ジュン当たりにして3〜4 Spドル(スペイン・ドル)の収入を得ていたようである⁵⁴⁾。

税の第二は、王が課す人頭税(Pachumplang)で、ジュン当たり1 Spドルを原則としたが、実際の額は農民の富裕度によって様々で12分の1 Spドルから2 Spドルまで幅があった⁵⁵⁾。ジュン当たり1 Spドルを超える分はパトゥおよびドゥマン・ブクルの間で分配されたが、例えばジョクジャカルタでは、徴税額のうちスルタンの取り分として国庫へ納税されたのは4分の1に

過ぎなかったと言うから⁵⁶⁾、1 Spドルを超える額で徴収していた地方が多かったことになる。

税の第三は、内領で王が徴収する行政費=クリガジ(Kerigaji)で、額はジュン当たり2分の1 Spドルから8分の1 Spドル程であった。やはり4分の1程度が王の取り分として国庫に納められ、残りが主に道路・橋・水路の修復費、内領行政官の維持費に充てられた⁵⁷⁾。クリガジとは本来、国家が課す賦役を意味したが⁵⁸⁾、19世紀初頭のこの段階では、すでに金納化されて賦役の意味は薄れ、行政費を賄う税と見做されている。しかし、クロウファードの報告書でも、「道路、橋、水路の修復は貨幣の徴収または労働奉仕による⁵⁹⁾」としている箇所もあり、一部では賦役が残存していたことを示唆している。

王やパトゥが首都で定期的に徴発する賦役は、村落内の特定の者がこれを負担していた。通常はジョコ(Joko)と呼ばれる未婚の若年男子で、宮廷またはパトゥ宅での雑業に5〜6ヵ月従事し、輪番で交替していた。出役者の数は村落の規模によって異なるが、ジュン当たりになると4人を超えることはなかったと言う。かかる賦役負担者には、村落内の一定の耕地(平均的保有規模の半分程度)が与えられ、出役中は村落住民によって管理され、免税地とされた⁶⁰⁾。以上の主な3つの税と賦役の外に、農民は収穫の約25分の1をイスラム宗教税(ジャカット—Jakat)として納めている⁶¹⁾。更に王家やパトゥが行う冠婚葬祭には、その都度追徴税(主に特産物などの現物税)が課せられたし、ドゥマンやブクルも様々な口実で臨時の税を徴収したと言う⁶²⁾。

されている。Crawford, J., "Remarks……", *op. cit.*, p. 223. *Eindresume*, Vol. 3, Bijlage A, p. 3.

50) Crawford, J., "Remarks……", *op. cit.*, pp. 221-222. Carey, P. B. R., "Waiting……", *op. cit.*, p. 75. ラウファールは、ブクルの職田を含めて耕作者が5分の2、ブクルが5分の1、パトゥが5分の2の分配としている。Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 305.

51) ラウファールによれば、金納税は既に17世紀には存在し、年に1度の徴収でジュン当たり1レアルを原則としていたが、生産力の上昇と開墾の進展で18世紀前半にはこれが4レアルに上昇し、年に2度の徴収が定着したと言う。Rouffaer, G. P., *op. cit.*, pp. 301-303, 308, 318.

52) Crawford, J., "Sultan's Country……", *op. cit.*, p. 178. do. "Remarks……", *op. cit.*, p. 216. 例えば、スラカルタのパジャン平野部では、1ジュンは5パウ(約3.5 ha)であるが、ソカワティ山岳部では20〜50パウ(14〜35 ha)である。

53) Crawford, J., "Remarks……", *op. cit.*, p. 228.

54) Crawford, J., "Sultan's Country……", *op. cit.*, p. 126.

55) なお人頭税は、一部の地方では綿糸によって代納

56) Crawford, J., "Sultan's Country……", *op. cit.*, pp. 128-129.

57) *Ibid.*, p. 132.

58) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 330.

59) Crawford, J., "Remarks……", *op. cit.*, p. 223.

60) Deventer, van S., *op. cit.*, Vol. 1, pp. 186-187. Crawford, J., "Remarks……", *op. cit.*, p. 230.

61) *Ibid.*, p. 224.

62) コールマンは、内領バグレンに13種類の貨幣税が

以上、内領で賦課された主な税・賦役を示したが、ここでは中心となる土地税の收取権がパトゥに属しているものの、その他の税・賦役には王の收取権も発動されており、收取権が複雑に重層化していたと言えよう。したがって、土地所有＝租税收取関係の側面から見ても、パトゥからドゥマン・ブクルに連なる收取権に対して王権による一定の制約がみとめられると同時に、既述のような在地支配者の相対的に自立した徴税権の行使が対抗的に存在していたことになる。

一方、外領の收取関係は史料的制約から詳しくは立ち入れないが、地方首長＝ブパティは強力な支配権を得て、内領封土に似せて下級官吏には大規模な職田を与え、独自の徴税権も行使していた。しかし同時に、王（国庫）に上納する現物税や宮廷での賦役負担も課せられている⁶³⁾（徴収は年に一度）。王が外領から徴発する賦役は、総計で数千人に達することもあり、通常は3～4ヵ月の出役で⁶⁴⁾、その際ブパティが労働監督＝マンドール（Mandor）として付き添わねばならず、これが外領支配者の自立化を防ぐ手段とされた。

3. バグレン（内領）村落に見る土地所有＝租税收取関係

以上のように本節では、主にクローファードの報告書やラウファールの研究に依拠して、在地におけるドゥマン・ブクルの支配体制と租税・賦役の收取関係について見てきたが、以下では史料「提要」に報告されているバグレン村落（1830年にオランダ直轄領となる以前の状態について、聞き取り調査の報告）の事例を要約紹介し、上

記の諸点の一端を確認しておこう。

①ブドゥック村（Desa Bedoek）

封土のブクルへの分配はジュン単位で行われた。ブクルは、その土地を他村住民に又貸しすることもできた。ブクルの行為に国家が干渉することではなく、ブクルが誰かの土地を取り上げたいと思えば、それも可能であった。

②カリグシン村（Desa Kaligesing）

この村には4人のストロ（Sentoro、村役人）がいて、ルラ（Lurah、村長でブクル職を兼ねる一引用者）はストロに土地を又貸しする。農民（Wong cilik、土地保有農民の意）はストロに、ストロはルラに、ルラは領主に土地税を払う。農民はその保有地を息子に譲り、ストロやルラもその職は世襲である。国家の課す賦役のうち、農民全員にかかる賦役（Herendienst）は代金納となっているが、土地税の運搬とともにソロ（スラカルタ王侯領の首都）へ出役する者（Sikep）は、この村からは2人である。

③バンジャルサリ村（Desa Bandjarsari）

ドゥマンやブクルの地位は息子に譲られる。息子はブクティを支払って、その地位を引き継ぐ。ブクティを支払うと税額は改訂される。

④バンドゥン村（Desa Bandoeng）

開村者が村長（ドゥマンの職にある）となり3代続いている。村内耕地は24ジュンで、マタラム王国分裂後、半分がスラカルタ官僚（Wedana dalem）の封土となり、この封土は更にマントリ（Mantri）とストロに分与された。12ジュンのうち8ジュンは土地税の賦課対象で、ジュン当たり16リンギット（ringgit）を徴収、その他に年2回、布、食糧、果実などの供出がある。残り4ジュンは賦役賦課で、首都への出役に各ジュンから2人、半年交替で出向く。耕地の残り12ジュンはジョクジャカルタの封土で、やはりマントリとストロに分与される。7ジュンがジュンあたり16レアルで土地税、5ジュンが賦役賦課地でジュン当たり2人の半年交替で首都へ出役

存在したとしている。Kollmann, M. H. J., *op. cit.*, pp. 363-364.

63) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 305.

64) 但し、ジョクジャカルタのスルタン2世（1792～1810, 1811～1812, 1826～1828）は重賦役を課したことで知られ、首都で賦役労働が10ヵ月に及ぶこともあった。Carey, P. B. R., "Waiting", *op. cit.*, p. 71.

する。

⑤パチュルロル村 (Desa Patjorlor)

2人の封土所有者(Patuh)が各6ジュンを所有している。当地では12ジュンに1人のドゥマンを任命しており、ドゥマンは1ジュンにつき1パウ(約4分の1ジュン)の免税地を持ち、人々に耕作させている。税はジュン当たり18リングットである。パトゥの命令で土地は24キル(kikil, 1キルは2分の1ジュン)に分割され、各キルに1人のブクルが任命された。ブクルの所有する1ルピット(loepit)は一部を自ら耕作するか、あるいは他人に耕作させる。

⑥バグダガン村 (Desa Pagedangan)

パトゥやブクルが代わらないかぎり、またブクル職を得るためより高額の税を提言する者が現れないかぎり、土地税に変化はない。貨幣税は年に2回徴収され、首都への賦役は半年で交替する。出役する者は1レアルの旅費と村に水田を得る。土地税の外に、人頭税は1戸10ダイト、臨時の税もある⁶⁵⁾。

以上の6ヵ村の事例は、聞き取り調査という史料の制約から、おそらく各村の土地所有関係の全貌ではなく、その一端を示しているに過ぎないであろう。それでも、前述のドゥマン・ブクルの在地支配と租税収取の具体的存在形態を垣間見ることができる。確認しうる点は、第一に、封土が村落内部でも細分化され、ドゥマン・ブクル、あるいはその下位のストロラに重層化した土地所有関係が形成されていること(村落②④⑤)、ときには他村住民に封土支配権の貸与まで可能であったこと(村落①)、また同一村落内にジョクジャカルタとスラカルタの封土が混在している例もある(村落④)。第二に、ドゥマンやブクルの在地における権能が強力であったことは、その職が事実上の世襲となっている

ことから判断できるし(村落③④)、さらに彼らの中には、村落内に一定の土地(職田)を所持している者もいる(村落⑤)。第三に、税額は同地方でも一定しておらず(おそらく各パトゥまたはブクルが取り決めたためであろう)、また様々な臨時の現物追徴税が課せられていたことも窺える(村落④⑥)。首都で調達する賦役については、村内耕地の一部を賦役賦課地として確保し、半年交替で数名を出役させていたようである(村落④⑥)。

以上、本節では、19世紀初頭までの領地編成の推移と、内領を中心とした土地所有・租税収取関係を検討してきた。既述のように、この段階(1811年まで)では、VOCに課せられた「義務供出」、特産物の独占取引権、VOCによるパティの承認などで、王侯領の自立的支配権は一定の制約を受けているが、封土制を核とする独自の土地所有・租税収取関係に対して、外部勢力の直接的介入はまだ見られない。

II. 王侯領の従属化と徴税請負制 (1811～1830年)

1. イギリスのジャワ支配と王侯領

1811年8月、バタビアに侵攻したイギリス軍は、ダーンデルスの後継者ヤンセンス(Jan Willem Janssens, 1811年5-9月)と両王家の同盟軍を制圧して、1812年6月にはジョクジャカルタに進駐した。同年8月、イギリスの総督代理を務めたラッフルズは、両王家に対して王侯領の存続に厳しい条件を突き付けた。それは第一に、内領および外領の一部をイギリス政庁に割譲すること、第二に、通行税徴収所(Bandar)と市場(Pasar)の徴税権をイギリスに譲渡すること、第三には、イギリスが直轄領で導入した税制＝地租制度に照応させて、王家が徴発する賦役の廃止と定額の土地税(Pajak mati)の採用であった⁶⁶⁾(内領のクリガジは存続)。これらの条件

65) *Eindresume*, Vol. 3, Bijlage A, Extracten uit de Verbalen van de Residentie Bagelen, waarin Mededeelingen Voorkomen omtrent het Belastingwezen onder het Vorstenbestuur.

66) Carey, P. B. R., "Waiting……", *op. cit.*, p. 78.
Hugenholtz, W. R., *op. cit.*, p. 169.

表5 パンゲランと上級官僚の封土, 1808年と1820年の比較 (ジョクジャカルタ)

パンゲラン	父 親	封土 (チャチャ)		上 級 官 僚	封土 (チャチャ)	
		1808年	1820年		1808年	1820年
Adikusuma	HB I	600	367	Danukusuma R. T.	600	250
Blitar	HB I	200	162	Jayawinata R. T.	500	45
Dipasanta	HB I	200	125	Mangundirana Kyai Ng	800	600
Mangkukusuma	HB I	600	331	Prawirayuda R. T.	1,600	50
Pamot	HB II	150	84	Sasrakusuma	1,253	100
Santakusuma	HB II	100	80	Sasranegara R. T.	1,833	550
Wiramenggala	HB II	200	180	Sindunegara Mas T.	1,100	500
⋮		⋮	⋮	Yudakusuma R. T.	3,650	100
(その他, 略)		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
37人中19人の集計		5,805	4,679	107人中30人の集計	24,811	10,249
1人あたりの封土		306	246	1人あたりの封土	827	341

(出典) Carey, P. B. R., Pangeran Dipanagara……, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 641~649より作成。

(注) HB=Hamengkubuwana (sultan), R=Raden, T=Tumenggung, Ng=Ngabehi.

の承認を強いられた王侯領は、租税収取の自立的権限を大幅に制約され、外部勢力への従属を一層深めることとなった。イギリス直轄領への割譲地は、内領がクドゥ (Kedu) とパチタン (Pacitan)、外領はジョクジャカルタ領がジパン (Jipang) とジャパン (Japang) の一部、グロボガン (Grobogan)、スラカルタ領がプロラ (Blora) とウィラサバ (Wirasaba) であった⁶⁷⁾。中でもクドゥを失ったことは、王侯領にとって大きな打撃であった。クドゥは、肥沃な水田稲作とともにタバコの主産地としても知られ、多数の封土が設定された内領の中心地のひとつだったのである。また、パチタンは南部の貿易港を擁して、やはり経済の要所であったが、イギリスは密貿易の防止をねらって直轄領とした。更に、割譲された外領も、いずれもチーク林や米その他の食糧供給地をかかえており、王侯領財政への圧迫は必至であった⁶⁸⁾。

こうした内領・外領の一部割譲は、領地編成

の再編を不可避とした。封土を失った王族・官僚には改めて領内の封土を与えねばならず、外領で領地を失ったブパティにはブパティ領 (Kabupaten) を新設しなければならなかった⁶⁹⁾。この領土問題に対して王家が取った対策は、ジョクジャカルタでは、封土の再編 (一部は外領にも新設) と規模の縮小であった。封土の大半を半分以下に縮小し、バトゥの収入減少分は貨幣俸給で支給することとした⁷⁰⁾ (ジョクジャカルタの封土縮小について、パンゲランと上級官僚の具体例を表5に示した)。一方、スラカルタは、主に外領への封土制の拡大を図り (大部分が王

69) スルタン2世と宮廷内で対立関係にあったナタクスマ (Natakusuma, スルタンと異母兄弟) の軍は、1812年6月のイギリス軍進駐の際、イギリス軍に協力してジョクジャカルタ攻撃に加わった。ラッフルズは、その恩賞として、1813年3月にナタクスマに新たな称号パンゲラン・パクアラム (Pangeran Pakualam) を与え、ジョクジャカルタ領内に4,000チャチャのパクアラム領を新設した。ここに至って王侯領は、4王家に分裂したことになる。*Ibid.*, pp. 215-231. Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 247.

70) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 245.

67) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 245.

68) Carey, P. B. R., Pangeran Dipanagara……, *op. cit.*, pp. 245-246.

族の封土)、東部外領のマディウンとクディリ、西部外領のパニユマスに封土を新設した。例えば、東部外領では、30のブパティ支配地域(世帯数4万3,980)に対して41の封土(世帯数1万1,187、外領の封土は一円地)が新設され、封土がおおよそ20%(ジョクジャカルタ6.8%、スラカルタ30%)を占めるに至っている(1830年)。

こうした王家の領土再編策にもかかわらず、パトゥやブパティの多くは、領地の縮小と所替えを強いられて財政難に陥り、さらに租税の金納一本化によって現金収入の必要に迫られた。深刻な財政難に直面したパトゥやブパティは、この時期に植民地政庁の支持で益々経済力をつけていた中国人(後述)への依存を深めていった。パトゥやブパティは、中国人から得た借金 の 抵 当 として、封土の徴税権を譲渡したのである。封土では、中国人は徴税請負人としてドゥマンに当たる地位に就き、10~30ヵ村ほどの徴税官=ブクルから土地税を収取した⁷²⁾。既に指摘したように、ドゥマンやブクルは在地で強力な支配権を獲得しており、かかる権限(パトゥと対抗的な独自の権限を含む)が中国人に奪われることになったのである。中国人ドゥマンとブクルの間で一般に見られた収取関係は、ドゥマンが収穫の半分を取得し、残り半分からブクルの取り分が差し引かれた。この徴税請負は、特にスラカルタ東部外領で著しく、クディリでは約3分の1が、またジョクジャカルタ外領のマディウンでも「相当の領地が中国人の請負地になった⁷³⁾」。マタラム領土内の外国人は、古くアマンクラート2世(1677-1703年)の時代にVOCとの取り決め(1677年10月)で、VOCの管轄下に置くこととなっており、このオランダによる外国人保護策はその後の条約でも繰り返し確認されている⁷⁴⁾。したがって、植民地政庁は、中国

人の徴税請負を通じて、王侯領の租税収取権の一部に間接的ながら支配権を及ぼしたことになる⁷⁵⁾。

イギリスによる王侯領徴税権への介入の第二は、通行税と市場税の徴収権を獲得したことである。王侯領の通行税と市場税は、既に18世紀後半にはその徴税が中国人によってほぼ独占的に請け負われ、当時から財政難に苦しんでいた両王家にとって、行政費を一切支出せず、確実に収入を得られる手段として定着していた⁷⁶⁾。この徴税権を獲得したイギリスは、補償金としてジョクジャカルタに毎年10万Spドルを、スラカルタには毎年12万Spドルを支払っているが⁷⁷⁾、しかし19世紀初頭に急増した徴税所と、徴税権の二重、三重の又貸しや恣意的な税率の引き上げは、農村の商品流通に大きな打撃を与え、農村経済の停滞を招いていた⁷⁸⁾。例えば、ジョクジャカルタでは、1812年までに主な幹線道路や河川沿いに置かれた大規模な通行税徴収所は34ヵ所、それ以外の小規模な徴税所(rangkah)が70ヵ所あったが、1821年にはそれぞれ45ヵ所、106ヵ所に増えている⁷⁹⁾。こうした徴税権の獲得は、植民地政庁にとって更にアヘン税収入に道を開くことになった。通行税や市場税の徴収所では、ほとんど例外なくアヘンが中国人によって独占的に販売されていたが、1811年8月にイギリスの海上封鎖が解除となり、ベンガルから大量のアヘンが公然と流入したのである⁸⁰⁾。こうして、アヘン税収入も植民地政庁の掌握するところとなった。表6に徴税請負制による収入の推移を

75) パトゥと中国人の契約に際して、駐在官は土地取引の手数料に取引額の16%を得ている。Crawfurd, J., "Report……Cadoe", *op. cit.*, p. 300.

76) Carey, P. B. R., "Changing……", *op. cit.*, p. 8, 25.

77) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 245.

78) Crawfurd, J., "Report……Cadoe", *op. cit.*, p. 281. Day, PH. D. Clive., *The Policy and Administration of the Dutch in Java*, London, 1904, p. 201.

79) Carey, P. B. R., "Changing……", *op. cit.*, p. 36.

80) *Ibid.*, p. 33.

71) Hugenholtz, W. R., *op. cit.*, pp. 163-164. Carey, P. B. R., "Waiting……", *op. cit.*, p. 117.

72) Crawfurd, J., "Report……Cadoe", *op. cit.*, p. 301.

73) Carey, P. B. R., "Waiting……", *op. cit.*, p. 85.

74) Carey, P. B. R., "Changing……", *op. cit.*, p. 6.

表6 徴税請負収入の推移 (ジョクジャカルタ)
(単位:ギルダー)

年次	通行税・市場税	アヘン税	計
1808	231,148	64,000	295,148
1814	124,361	66,000	190,361
1815-16	147,818	132,000	279,818
1817	158,159	132,000	290,159
1818	182,520	114,750	297,271
1819	362,508	198,480	560,988
1820	301,944	180,000	481,944
1821	402,600	237,600	655,140
1822	406,200	235,200	641,400
1823	435,240	250,000	685,240
1824	419,920	360,000	769,920
1825	393,537	200,000	593,537

(出典) Carey, P. B. R., "Changing……", *op. cit.*, p. 47.

示したが、1808年から1820年代前半の短期間に2倍以上に急増している。

以上のように、中国人による土地税や通行税・市場税の請負制は、王侯領の自立的な租税収取権を著しく制約したばかりでなく、農村経済を圧迫する結果となった。そこで次に、王侯領における中国人の役割をやや歴史的に見ておこう。

2. 中国人の経済活動

マタラム王国の中国人は、既に17世紀から米やチーク材の輸出業務、通行税や市場税の徴収請負などで、王家の収入確保にとって欠かせぬ存在となっていた⁸¹⁾。また、1677年以降VOCに独占権が与えられたアヘン販売の請負、あるいは地方市場の小商人として、あるいは造船・武器製造・貨幣鑄造の技術などでも、中国人はジャワ人の生活に深く拘わるようになる。

明朝の崩壊(1644年)後、中国南部(主に福建の廈門や広東、マカオなど)から大量の移民

がジャワにも流入した。18世紀後半にはその数は10万人(年に1,000人規模の移民流入)に達し⁸²⁾、パタビアをはじめ各都市に中国人首長(Kapitan Cina)を頂点とした中国人社会を形成していた。この中国人首長が通行税・市場税の徴収を中国人商人に請け負わせたのである。中国人商人は、より多くの請負料を首長から要求されると、辺境地域にまで小規模な徴税所を設置して税徴収を強化した。

1808年時点での王侯領の中国人口は、14歳以上の成年男子のみのセンサスであるが、スラカルタで1,282人(人口比0.54%)、ジョクジャカルタで758人(0.36%)であった⁸³⁾。ジョクジャカルタを例にとって中国人の職業構成を見ると、2人の首長を頂点に、通行税請負48人(ジョクジャカルタでは、通行税徴収はすべて中国人)、通行税徴収所の労働者219人、商人・仲買人が397人、借地人36人、書記官10人、教師3人、砂糖製造業主3人、などである⁸⁴⁾。

この時期、ジョクジャカルタ王家は通行税と市場税の中国人請負から得る収入に大きく依存するようになっており、スルタンは通行税収入だけでも年に10万Spドルを得ており、1808年の歳入ではこれが40%に達している⁸⁵⁾。

1812年6月にイギリス軍がジョクジャカルタに侵攻した際、ジョクジャカルタの中国人首長タン・ジン・シン(Tan Jin Sing)は食糧援助などでイギリス軍に協力した。この恩賞にイギリスは、1813年に即位したスルタン3世に対して、中国人首長を宮廷のブパティ職に就けるよう要求する。タン・ジン・シンは、上級官僚の称号を冠したジャワ人名ラデン・トゥムングン・スチャディニンラト(Raden Tumenggung Secadiningrat)を与えられ、794チャチャの封土を得ることとなった⁸⁶⁾。植民地政庁の管轄下にあ

81) 14～15世紀、ジャワにおけるイスラム教の浸透に北岸の中国人社会が果たした役割については、Graaf, h. J. de en Th. G. Th. Pigeaud, *De Eerste Moslimse Vorstendommen op Java*. VKI, No. 69, 's-Gravenhage, 1974.

82) Carey, P. B. R., "Changing……", *op. cit.*, p. 14.

83) *Ibid.*, p. 16.

84) *Ibid.*, p. 18.

85) Crawford, J., "Sultan's Country……", *op. cit.*, p. 136.

86) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 248.

る中国人が官僚機構の上位に就いて宮廷政治に直接介入し始めたことで、王侯領の自立性は著しく損なわれたと言ってもよい。以降、土地税・通行税・市場税の徴税権を求めて、王侯領への中国人移民が急増することになる。

3. 農業生産の停滞

以上のような中国人による通行税・市場税の徴収拡大は、王侯領の農民生産、とりわけ商品生産の阻害要因となった。史的制約から簡単に指摘するに止どめざるを得ないが、再びクロファードの報告書に即して王侯領の農業から見ておこう。

クロファードによれば、19世紀初頭の王侯領平野部は肥沃な水田地帯に恵まれ、高度の商品作物生産と幅広い交易品が流通する農村社会であった。米は2期作が普及しており、自給用のみならず、相当量が輸(移)出されていた。水の供給が悪い山間部でも、かなりの高地まで棚田を利用した陸稲が栽培されており、その他の畑作はトウモロコシ、ジャガイモ、小麦、甘蔗、タバコ、綿花、インディゴなどであった⁸⁷⁾。内領の中でも特に気候温暖で肥沃な土地の広がるクドゥは、米の生産性も高いが、何よりもタバコの主産地として知られていた。灌漑水田を利用したタバコ栽培は、年間の輸出向生産量が300万ポンドに達し、生産農家はクドゥに40～50あったと言われる露店(Warung)や市場(週市)でタバコを販売した。生産者からの購入価格は、梱(約1,200ポンド)当たり40～60Spドル、通行税が梱8Spドル、スマラン(東北海岸領の首都)までの輸送費が梱8Spドルであった⁸⁸⁾。

商品作物の輸送は、陸上では王侯領首都と植民地直轄領を馬車輸送で結ぶ幹線道路のみ可能で、大多数は河川を利用して行われた⁸⁹⁾。王侯領

からの輸出品は主に米と塩、輸入品は鉄、ガンビル、ベンジン、絹などであった⁹⁰⁾。河川沿いの要所に設けられた通行税徴収所では、これら輸出入品ばかりでなく、域内の商品輸送にもすべて税が課せられた。

1804年、ジョクジャカルタ駐在官のヴァテルロー(Matthias Waterloo)は、スマラン総督への報告書の中で、クドゥから首都ジョクジャカルタへの食糧移入が通行税徴収で価格を押し上げていると述べている。ヴァテルローは、クドゥ北部のパヤマン市場(Pasar Payaman)から首都に米を運ぶある地方商人の例をあげている。この商人は、市場で精米240カティ(約128kg)を6フローリンで購入し、馬一頭で首都まで運んで9.6フローリンで売る。その際、市場税に58セント、通行税に98セント、馬の賃借料1.6フローリンを要するので、利益は44セントにしかない。それでも60キロメートル、11時間の輸送で、米は原価の5割増しになっているのである⁹¹⁾。

物資の輸送は馬または人力で、前述のバトゥルと呼ばれる人夫(多くはヌンパン身分から没落した者)が雇われたが、これがジョクジャカルタには2～3万人、クドゥだけでも8,000人を超えていた⁹²⁾。当時、精米1ピクル(61.175kg)にかかる通行税は、例えばスラカルタのアンブル(Ampel)で44セント、東部のパナラガ(Panaraga)で15セント、南部のパチタンで8セントであったが、輸送費の高騰でバニユマス、バグレン、ルマ(Rema)、ルドック(Ledok)などの米主産地からの移出は、軒並み停滞したと言う⁹³⁾。

かかる事態によって、1820年代には食糧の不足と高騰が深刻となり、ジャワ戦争前夜には税徴収所の焼き打ちと略奪が頻発したのである。

87) Crawford, J., "Sultan's Country……", *op. cit.*, pp. 63-88.

88) Crawford, J., "Report……Cadoe", *op. cit.*, pp. 271-285.

89) Crawford, J., "Sultan's Country……", *op. cit.*, pp. 92-94.

90) Crawford, J., "Report……Cadoe", *op. cit.*, p. 287.

91) Carey, P. B. R., "Changing……", *op. cit.*, p. 27. Day, Ph. D. C. *op. cit.*, p. 201.

92) Crawford, J., "Report……Cadoe", *op. cit.*, p. 284, 298.

93) Carey, P. B. R., "Changing……", *op. cit.*, p. 37.

ジャワ戦争が、単にジョクジャカルタ王家の皇太子ディポネゴロによる反オランダ抵抗戦争というに止どまらず、広範な民衆の支持とその反乱軍への積極的参加を生んだのには、かかる経済的背景があった。

4. 外国人プランターの導入

王侯領の土地制度への介入は、オランダ権力回復後(1816年)、外国人(ヨーロッパ人、中国人)プランターの土地租借によって一段と強化された。1816年にジョクジャカルタの駐在官に就任したビュルフスト(Nahuy van Burgst, リベラル派)は、当時直轄領で禁止されていたヨーロッパ人プランターへの門戸開放を積極的に主張し、1818年10月4日に王家が發布した法典『アングル・スプル』(Angger Sepuluh)で外国人の土地貸与(3~6年期限)を認めさせた⁹⁴⁾。外国人プランターが王家あるいはパトゥから借入した土地は、1818年のジョクジャカルタで384ジュン(うち中国人が167ジュン、借入者は全体で115人)、1823年のスラカルタで920ジュン(うち中国人が319ジュン、借入者は166人)に達し⁹⁵⁾、インディゴ、甘蔗、胡椒、コーヒーなどの農園が拡大した。インディゴと甘蔗の栽培では、灌漑水田を利用して農民の米作と輪作方式で行うグレバガン(Glebagan)制が、胡椒やコーヒーの栽培には畑地・山岳地帯でのベンコック(Bangkok)制が普及し、19世紀後半に本格的に進出する外国資本農園の端緒となった。

ところが、かかる外国人プランターの租借は、1823年5月6日、総督カペレン(van der Capellen, 保守派, 1816-26年)の命令で突如禁止され、これがまた王侯領に新たな混乱を持ち込むことになった。すでに借地料の前金を受け取っていた多くのパトゥは、これを返済しなければならず、彼らの財政難を一層悪化させたからである。ジャワ戦争が勃発した時(1825年)、多くの王族

やパトゥはディポネゴロ軍を支持して、配下の家臣や住民を合流させたが、彼らが反乱軍支持に回った経済的要因のひとつに、租借地をめぐる財政逼迫があげられる。因に、ジョクジャカルタの37人のパンゲランのうち15人が、107人の上級官僚のうち41人が反乱軍を支持している⁹⁶⁾。なお、外国人プランターへの土地貸与はジャワ戦争終結後に再開され、以後急速に拡大していく(後述)。

以上のように、この段階の王侯領の従属化は、内領の要所であったクドゥ地方とチーク材・食糧供給で重要な外領地域を喪失したこと、植民地政庁の管轄下にある中国人ドゥマンが徴税請負によって王侯領の重層化した土地所有関係に介入したこと、また植民地政庁が獲得した通行税・市場税の請負も中国人が一手に引き受けたことなど、総じて言えば、植民地政庁が、領土の割譲に加えて、中国人による徴税請負制によって王侯領の内政にまで介入し、その自立的な土地所有権・徴税権を制約した段階と言えよう。

増加する徴税所と農村経済の疲弊は、ジャワ人の反中国人感情を益々募らせた。住民の徴税所略奪や焼き打ちが頻発するようになると、徴税所は私兵を抱えてこれに対抗した。オランダは、かかる社会不安を抑えるべく、1814年にソロ川沿いの徴税所を廃止し、1824年には直轄領となったクドゥの徴税所も廃止した⁹⁷⁾。また1824年には、スラカルタ、ジョクジャカルタの両駐在官を長とする徴税所調査団が、総督に徴税所の全廃を提言している⁹⁸⁾。しかし、かかる対応もほとんど効果なく、1825年にはジャワ戦争が勃発する。オランダの中国人排除の対策は、オランダ資本が本格的に進出する次の時期(1830年以降)に継承されることになる。

94) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 323.

95) Carey, P. B. R., "Changing……", *op. cit.*, p. 40.

96) Carey, P. B. R., Pangeran Dipanagara……, Vol. 2, p. 649.

97) Carey, P. B. R., "Changing……", *op. cit.*, p. 38.

98) *Ibid.*, p. 39.

表7 1830年、王侯領割譲地の補償金

割 譲 地	旧制度の土地税額 (フローリン)	王家取得分＝補償額 (フローリン)		地 租 査 定 額 (フローリン)
			%	
マディウン・クディリ	721,657	126,758	17	553,273 (1831年)
パ ニ ュ マ ス	426,781	121,120	26	438,528 (1833年)
バ グ レ ン	416,752	350,798	84	611,047 (1833年)

(出典) Hugenholtz, W.R., *op.cit.*, pp.148-154より作成。

表8 両王侯領の領地構成 (1831年)

スラカルタ領	
王族(約100人)の封土	3,360 ジュン
官僚(2008人)の封土	4,400
王の直営地	1,400
免 税 地	240
合 計	9,400 ジュン
ジョクジャカルタ領	
王族(280人)の封土	1,700 ジュン
官僚(2586人)の封土	4,000
王の直営地	1,500
(免税地)	不明)
合 計	7,200 ジュン

(出典) Rouffaer, G.P., *op.cit.*, p.307.

表9 王侯領租借地

年次	王侯領租借地 (ha)	直轄領租借地 (ha)	王侯領租借地 比率 (%)
1846	43,236	32,500	57.1
1850	36,774	50,517	42.1
1860	120,641	55,719	69.6
1872	214,828	67,905	76.0
1880	276,150	177,108	60.9
1890	249,420	347,808	41.8
1900	237,498	683,810	25.8
1912	231,946	789,888	22.7
1920	224,564	886,898	20.2

(出典) *Changing Economy in Indonesia*, Vol.1, 1975, pp.57-61より作成。

(注) 直轄領は1860年代まで強制栽培地, 1870年代以降は主にプランテーション, 私領地は除く。

Ⅲ. 王侯領の従属化とオランダ資本

1. 領土割譲と行政・司法

ディポネゴロの反乱を制圧したオランダは、まず大規模な領土の割譲と行政・司法の改革を両王家に要求した。1830年6月には、内領のバグレン、外領のマディウン、クディリ、パニユマスの割譲が決まり、王侯領は旧内領の一部を残すのみとなった。同年9月には、両王家の領土再分割が行われ、ジョクジャカルタがマタラムとグヌン・キドゥル (Gunung Kidul) を、スラカルタがパジャン (Pajang) とソカワティ (Sokawati) をそれぞれ支配地域とし、それまで封土の混在していた内領部分が地理的にも区分された。また同年11月には、オランダが両王家に支払う割譲地の補償金を算出し、年額でジョクジャカルタには約21万フローリン、スラカ

ルタには約33万フローリンとなった⁹⁹⁾。算出方法は、表7のように、旧制度の土地税のうち両王家の取得分をオランダが補償することとした。

今回の領土割譲で王侯領は著しく縮小したが、再編成された領地の構成を表8に示しておく。すでに指摘したように、ジョクジャカルタでは1812年に、封土不足から官僚には封土下賜と並行して貨幣俸給を始めていたが、これがスラカルタでも採用された。1831年、特に封土不足の著しいジョクジャカルタでは月額で封土1ジュンにつき4フローリンが、スラカルタでもジュン当たり1フローリンが支給されている。例えば、スラカルタのパティは375ジュンの封土と375フローリンの月給を、各ウダナは50ジュンの封土と50フローリンの月給支給を原則とした¹⁰⁰⁾。

99) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, pp. 250-253.100) *Ibid.*, p. 308.

こうした領地の再編成とともに、オランダは行政機構の改革を要求した。すなわち、オランダ直轄領の現地行政機構に準じて、首都を除く各領地をプパティ（直轄領では県長）支配地域に分割させた。ジョクジャカルタは3つのプパティ支配地域に（1831年）、スラカルタでは5つのプパティ支配地域に分割された（1847年）。その後、何度かの修正を経ながら、1874年には郡（*distrikt*）の行政区分も導入している¹⁰¹⁾。

さらに、王侯領の自立的支配権を弱めたのが、司法権への介入であった。王侯領内の司法制度は、1830年以前、おおよそ次のような構成をとっていた。すなわち、パティが主に農業・土地問題を裁くバレマング（*Balemangu*）、司法長官が刑事関係を裁くプラダタ（*Pradata*）、宗教長官が宗教関係を裁くスランビ（*Surambi*）、この3つが王侯領独自の司法組織で、これに1816年からオランダ人駐在官が刑事事件を裁く裁判所（プラダタとの分担は不明）が設立され、合計4者によって構成されていた。ところが、かかる司法制度は1831年に大きく改編された。同年にオランダ人駐在官を長とする刑事裁判所が新たに設立されるとともに、駐在官（またはオランダ人司法官）の司法権が他の組織のそれより上位に位置することとなった¹⁰²⁾。この段階で王侯領の司法権は、その最終権限をオランダに掌握されて自立性を喪失してしまったと言えよう。

2. オランダ資本の進出

ジャワ戦争後、1830年代には王侯領への私企業進出をめぐる、植民地政庁でもオランダ本国下院でも保守派とリベラル派の見解が鋭く対立したが、直轄領とは違って植民地政庁が栽培を直接管理しえない王侯領では、結局リベラル派が指導権を発揮することになった¹⁰³⁾。

政庁側の政策が確定する前に、すでに1830年

代前半には私企業のコーヒー農園が相当数進出しており、オランダはこれを追認することにした。1836年4月にパトゥへの借地料支払い、農園内での米作地の確保などの基準を決定し、1837年8月には中国人（およびその他の東洋外国人）の土地租借を排除する決定がなされ¹⁰⁴⁾、これによってヨーロッパ民間資本に排他的借地権を付与したのである（但し、中国人の小規模土地租借は、ヨーロッパ人のパートナーという名目で存続している）。さらに、外国人への土地租借を体系化した1857年の法令（No.116）「スラカルタ、ジョクジャカルタ王国における土地租借に関する規定」では、それまで外国資本進出の障害となっていた短期の借入期限を最高20年まで延長している¹⁰⁵⁾。

こうしてオランダ民間資本は、表9に示したように、1850年代以降、農産物の栽培適地として王侯領に集中的に投下される。初期（1830年代～1850年代）の民間資本家は、主に退職官僚や退役軍人などの現地オランダ人で、オランダ商事会社（*N. H. M.*）や東北海岸領（スマランやスラバヤ）の貿易商から資金調達して企業経営に乗り出す者が多かったが、1860年代以降（直轄領でのプランテーション体制移行期）は本国資本の進出が急増する¹⁰⁶⁾。オランダ直轄領で、1870年の農業二法を契機としてプランテーション体制に移行するまで、王侯領の租借地比率は極めて高い。それでも、1870年代に入って20万ヘクタールを超えると、租借地の外延的拡大は限界に達する。進出した企業数は、スラカルタでは1862年がピークで138、ジョクジャカルタは

104) *Ibid.*, pp. 247-248.

105) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 234. 中国人による通行税の請負は、直轄領に編入された地域では廃止されているが、王侯領でその後全廃されたのか、本稿で利用した文献・史料では明確ではない。また、中国人首長のその後の処遇も確認できなかった。あわせて他日を期したい。

106) Houben, V. J. H., *op. cit.*, pp. 262-263. 1837年時点でのスラカルタの44の外国企業の所有者内訳は、オランダ人が32、その他のヨーロッパ人が11、中国人が1となっている。

101) *Ibid.*, pp. 295-297.

102) *Ibid.*, pp. 338-356.

103) Houben, V. J. H., *op. cit.*, pp. 282-286.

1860年に52¹⁰⁷⁾であったが、以後は、後述のように、大規模企業に租借地が集中し、より効率的な経営を志向することになる。

ところで、王侯領におけるオランダ企業の土地租借は、封土制が存続していたために、次のような方式で行われた。すなわち、ここではパトゥが封土（あるいは王自身が直営地）をオランダ企業に貸与する。企業は、契約時にブクル（またはドゥマン）に代わってブクティを支払い、さらにブクルが農民から徴収する租税についても、相応の補償金をパトゥに支払う。また当時残存していた賦役のうち、パトゥや王が徴収していたものは企業がこれを買上げる（栽培賦役への転換）。こうして土地の利用権を獲得すると、企業はパトゥの収取分に相当する土地（形式上は耕地の半分）と土地保有農民＝賦役負担者を動員して農産物栽培を行うのである。租借地のブクルは、企業から報酬を受けるマンドール（mandor）として、各農区の農業労働を指揮・監督する。「租借地のブクルの任免は企業主が行う¹⁰⁸⁾」と言われ、在地の土地所有権は事実上企業に握られる。企業主にはしばしば貴族の称号まで与えられ、パトゥとの借地契約には必ず農民の絶対服従を認めさせる条項が含まれていたと言う¹⁰⁹⁾。借地内の土地保有農民は、栽培賦役の外に倉庫警備、道路・水利維持なども賦役として負担し、年間に100日以上も徴収された¹¹⁰⁾。

租借地の農作物は、既に指摘したように、農民保有地で米と輪作するグレバガン制（この段階では甘蔗、タバコ、インディゴ）と畑地・山岳部でのベンコック制（コーヒーが主、胡椒は早期に衰退）に大別できる。表10に農産物生産の推移を示したが、コーヒー生産¹¹¹⁾が1870年代

表10 王侯領租借地の農産物生産（10年平均の推移）
（単位：メトリック・トン）

年次	コーヒー	砂糖	タバコ	インディゴ
1850-1859	3,866	1,893	n. a	160
1860-1869	4,254	3,320	n. a	173
1870-1879	5,047	19,927	1,504	—
1880-1889	3,367	53,266	811	—
1890-1899	1,284	79,429	2,770	—
1900-1909	1,312	n. a	6,503	—
1910-1919	880	n. a	12,569	—

（出典）*Changing Economy in Indonesia*, Vol.1, pp. 71-74, 106-110, 120-122より作成。

をピークに伸び悩むのに対して、以後はとりわけ砂糖生産（1899年まで判明）の増大が顕著である。このプレバガン制による甘蔗栽培こそ、肥沃な水田地帯の広がる王侯領に適合して、租借地農産物の中心的位置を占めるようになる¹¹²⁾。王侯領の砂糖生産では、既に1830年代後半に、それまでの中国人による小規模工場に代わって、ヨーロッパ資本の大規模生産（水力利用）が始まっている。表11に、1862年にジョクジャカルタに進出している10の企業の概要を示したが、作付け面積から見ても大規模企業への集中が窺える。また同年のスラカルタでは、17の工場で総作付け面積は2,340バウ（約1,660 ha）、年間生産量は約4万6,800ピクルであった¹¹³⁾（パートナーとして非公式に操業している中国人の小規模生産の総計約5,000ピクル＝10.7%を含む）。

次に、甘蔗の栽培方法と農民経営への影響について、簡単に見ておく。企業が封土を借入すると、耕地が二つのブロックに分割され、甘蔗

の商品作物としても栽培されていたが、オランダは、1833年3月の決定で、王侯領における農民のコーヒー生産も直轄領と同様にすべて一定価格で政庁に引き渡すことを義務づけている。強制栽培制度の直轄領と王侯領の間での密貿易を避けるためであった。*Ibid.*, p. 258.

112) インディゴ、タバコも水田を利用するが、インディゴは乾期の水田、雨期の畑地で、タバコは水田の裏作として栽培する。この点で、雨期・乾期を通じて水田を使用する甘蔗とは異なる。

113) Suhartono, *op. cit.*, p. 182.

107) *Ibid.*, pp. 244-245.

108) Simon, A., *op. cit.*, p. 998.

109) *Ibid.*, p. 882.

110) Houben, V. J. H., *op. cit.*, pp. 309-310.

111) 一般にコーヒー農園は高地を開墾して造成され、借地内の農民は低地での耕地保有の代償に労働力の提供を義務づけられる。また、コーヒーは農民

表11 ジョクジャカルタ王侯領の砂糖生産企業
(1862年)

企 業 名	作付面積 (バウ)	生 産 量 (ピクル)	固定労働者数
Sanasewu	6,430	4,500	4,481
Bantul	1,022	n.a	1,516
Ngemplak	585	3,000	259
Reja Kusuma	n.a	n.a	n.a
Sedayu	n.a	500	715
Kedhaton Plered	853	n.a	602
Kenayan	1,693	2,008	530
Banjararja	1,731	4,500	614
Gedayan	1,075	1,200	506
Salakan	1,609	5,043	4,481
合 計	14,998	20,751	13,704

(出典) Houben, V.J.H., *op.cit.*, p. 227.

(栽培期間14～18ヵ月)と農民の食糧作物(主に米)が交互に植え付けられる。ところが、こうした輪作方式では、農民には約8ヵ月しか耕作権が回復せず、しかも甘蔗収穫後に返却された土地は、キビの葉と切り株で覆われ、水田の畦は破壊されているため再整地しなければならない。しかし、これらの余分の労働は「栽培労働」とは見做されず、何の補償もない。食糧生産は、甘蔗栽培によって地力の低下した耕地で行い、しかも8ヵ月の短期間に米作(および裏作)を終えて企業に農地を明け渡すために、質・量とも劣る早稲の品種(padi dalem)の栽培を強いられる¹¹⁴⁾。企業による水管理(雨期は甘蔗栽培、乾期は工場で大量の水使用)によって、裏作機会も制限される。かかる栽培システムの導入は、農民の土地保有権を著しく侵害したばかりでなく、食糧作物の不足を深刻化させた。

企業の作付地における農作業は、土地保有農民を中心に賦役労働によって組織されたが(補完的に日雇い労働も利用)、その他の生産に要する労働(作物の運搬や工場の加工労働)は、主

に土地なし農民(隷属民)を有償で徴発した¹¹⁵⁾。いずれにしても、企業が必要労働量に応じて住民を徴発することができたのは、ブクルを頂点とする在地の人格的依存関係が、企業の租借地にも持ち込まれたからである。民間資本による労働力利用とはいえ、経済外強制に依存する面を強く残していたと言えよう。したがってこれは、オランダが直轄領に導入した「強制栽培制度」となんなら本質的に異なるところがない¹¹⁶⁾。

しかし、かかる「強制栽培」ですら、封土制に基づく王侯領の土地所有関係に企業がそのま

115) 動員された隷属民全体の規模や構成比は判らないが、借地内での土地保有農民(Sikep)と宅地・家屋のみ所有する隷属民(Pengindhung)の構成は、1862年のスラカルタで47,264人対4,408人、ジョクジャカルタで25,891人対3,470人となっている。Houben, V. J. H., *op. cit.*, p. 314.

116) 王侯領の農民は、この段階でオランダ企業によって重賦役を課せられることになったが、これに対して大規模な農民運動が繰り返し展開している。筆者が関係文献から確認しただけでも、数百名あるいはそれ以上の農民・労働者が参加した争議が、1882年、1905年、1913年に起こっている。このうち、1882年の争議については、ジョコ・ウトモの最近の研究でも明らかにされている。Djoko Utomo, "Pemogokan Buruh Tani di Abad ke-19: Kasus Yogyakarta", *Prisma*, No. 8, August 1983.

ウトモによれば、1882年争議は、ジョクジャカルタ王侯領で7月末から10月中旬の約3ヵ月にわたり、当時52あった甘蔗企業の工場、農園のうち、30ヵ所で延べ1万人以上の農民・労働者が報酬の引き上げと賦役の軽減を求めてストライキを打ったもので、経済要求を全面に掲げた反オランダ運動として、19世紀段階では他に例を見ない規模であった。運動の背後にある要因としてウトモは、賦役報酬が低額であったこと、異常なまでの賦役量の徴発、グレバガン制による農民への耕地返却の遅滞、栽培報酬がブクルに着服され、農民に全く支払われないか、支払われても小額であったこと、などを挙げている。

1905年には、ジョクジャカルタのある企業支配下の住民が、賦役の強化、企業の恣意的な懲罰に対して宰相宅に抗議行動を起こしており、これは企業が農民・労働者に様々な懲罰を課していたことを窺わせている。また、1913年にも、ジョクジャカルタの租借地住民が、土地の長期占領と無報酬の賦役労働に抗議して州都に請願行動を行っている。Simon, A., *op. cit.*, pp. 998, 1142, 1150-1151.

114) Simon, A., *op. cit.*, p. 1294.

ま順応して進出しようとするれば、多くの障害にぶつかる。つまり、各企業は、分散した封土を所有するパトゥから権利の委譲を受けねばならず、契約は個々のパトゥと交わし、期限満了後はその都度延長し、しかも常に一定の栽培面積を確保しなければならない(1つの企業が100人以上のパトゥと契約することも珍しくない)。既に見たように、19世紀前半の段階でも封土は細分化し、村落を単位とすることなく分散していた。1830年の大規模な領土割譲で、封土は更に細分化している。ラウファールによれば、19世紀末のジョクジャカルタでは、「一つの村落を一人のブクルが統治することはめったになく、各村落に2～5人のブクルの存在がむしろ常態であり、10人以上のブクルがいた村もあった¹¹⁷⁾」と言う。また、ジョンキエール(Jonquiere)によれば、1917年の村落再編成(後述)直前のスラカルタの王家直営地では、約120の村落に771人のブクルが任命されていた¹¹⁸⁾。企業側からすれば、このように錯綜した土地所有関係を廃止し、土地と労働力を集約的に利用しうる、まとまった栽培地の確保が望ましかったのである。

事実、繰り返し改定された借地規定で企業に有利な修正が図られ、1860年代には「借地人協会」(Landhuurders-vereeniging)が借地権の強化と期限の長期化を本国政府に要求、1884年には小規模企業を排除して各企業200バウ(約140ha)を借入の下限とし、1894年には借地期限が30年間に延長された¹¹⁹⁾。この間、1870年には王侯領の再編プランが日程にのぼり、封土制の廃止と「永租借」(erfpacht)形態での借地、賃労働雇用の導入などが計画された。これは、1873年のアチェ戦争勃発ですぐには実現しなかったが、20世紀初頭の改革案に受け継がれることになる。

3. 村落再編成と新借地条例

オランダは、繰り返し提出される企業の封土制廃止要求を受けて、19世紀末になると封土制廃止に向けて行政機構の整備・拡充に乗り出す。

まず、スラカルタでは1873年に、ジョクジャカルタでは1903年に、オランダ人副駐在官(Assistent resident, 直轄領の州副知事に当たる)を県レベルの行政機構に配置して、直轄領と同様の行政組織の導入を図り¹²⁰⁾、現地人行政官への指揮・命令系統を強化した。また、企業が進出している地域の一部では、1890年代に村落単位の行政の復活を企図して、新たに村落首長(Lurah desa, Bukul tuwaなど)を任命し、彼らにブクル支配単位(クブクラン)ではない村落全体の行政責任を負わせている¹²¹⁾。

こうした行政改革に続いて、二人の植民地官僚による封土制廃止の具体的なプランが提起された。1904年のクペラス(Couperus, ジョクジャカルタの駐在官)と1909年のドゥ・フラーフ(de Graaf, 植民地政庁内務大臣)の改革プランがそれである。前者は、全封土の王への返還、封土制廃止に伴う現地人官僚の貨幣俸給、企業の長期土地租借と租借料や税の改定など、後者は、農民の土地保有権、企業の土地租借の際の土地利用と労働力利用の分離(耕作労働と工場労働の自由化)、借地料の王室国庫への支払い、などを内容とした¹²²⁾。

その後、これらの改革プランに沿って細部が具体化され、1917～1918年に村落再編成に関する一連の法令と新借地条例が發布された。封土制の廃止は、重層化した土地所有関係を否定し、王侯領全体に画一的な村落組織を設定することが狙いであり、そうすることで以前の個別契約による企業の土地租借も統一的に認可することが可能となる。したがって、村落再編成と新借地条例は一体のものであったのである。

117) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 317.

118) Jonquiere, "Grepes uit de Vorstenlandsche Historie uit de Laatste Jaren", *Koloniaal Tijdschrift*, 1918, p. 160.

119) Rouffaer, G. P., *op. cit.*, p. 325.

120) *Ibid.*, p. 263.

121) *Ibid.*, p. 321.

122) Simon, A., *op. cit.*, pp. 1299-1302.

(1)村落再編成

村落再編成の施行に関して、スポモ(Soepomo)の研究(主にスラカルタ)に拠って要点を見ておく。

まず封土制の廃止については、形式上、封土がすべて王に返還されるものとし、パトゥへの補償＝俸給がブクルのブクティと企業の借地料を基礎に算出されることになった。これに伴って封土での住民の租税と借地料は王室財政に編入された。一方、ブクル全員はひとまず解雇され、改めて行政村(kalurahan)の村役人に任命され、職田を与えられたが、村役人に就任しなかった者にも恩給田(tanah pengaren-arem, スラカルタでは4分の1バウまで、相続不可)が与えられている。この職田と恩給田には村内耕地の5分の1までを充てることができ、しかも職田耕作には、直轄領と同様に村民からの賦役徴発を認めている。

再編される村落の規模はパティが郡ごとに決定したが、スラカルタでは一村500人をめどに、旧村の統合・分離(大多数は統合)によって新行政村を編成した。この原則に沿って再編成が開始された1918年には、すでにスラカルタのみで1226ヵ村が行政村となっている¹²³⁾。

次に、住民の土地に関する権利については、耕地は「共同的保有」(communaal landbezit)の形態をとり、持分地は2分の1バウ以下とならぬよう配分すること、持分地の売買は認めず、贈与・交換・質入れは県長の許可制、分益小作は一収穫期のみ、持分地の相続は長子単独相続の慣行を維持すること、などを原則とした¹²⁴⁾。但し、ジョクジャカルタでは、直轄領で定めた「転換令」(1885年)と同様に、住民の3分の2の同意があれば耕地の「個人的保有」への移行を可能とする法令が1925年に制定されている¹²⁵⁾。

こうした内容の封土制廃止＝村落再編成は、企業の進出していない地方では、1917年以降、

郡単位で進められ、また企業の進出地域でも1918年の新借地条例(後述)に基づいて契約更新(conversie)の後に進展し、共に1925～1926年にはほぼ完了している¹²⁶⁾。

ところで、上に見たような内容から判断すれば、村落再編成なるものが、実は直轄領に準じた村落構造(とりわけ砂糖企業が進出した中・東部ジャワ水田地帯のそれ)の創出を企図したものであったことは明らかであろう。それまで整備してきた上級行政機構の下で、村落(新行政村)もその末端に組み込まれたのである。ただ、直轄領と異なる点は、新村長・村役人が県長の任命制であること、土地保有に対して厳しい規制が課せられていること(特にスラカルタ)、住民の負担する賦役(水利事業、公共物資の運搬、夜警など)の買い上げ＝金納化を認めていないことなど、総じて上級行政に強力な権限を付与しているのが特徴的である。これは、新たな村落組織を迅速に稼働させるための措置とも見做しうるが、同時に企業租借が順調に継続しうるための手段とも考えられる。

(2)新借地条例

1918年の新借地条例は、「企業は住民からの自由な貸与によって土地を得ること」「労働はすべて自由労働とすること¹²⁷⁾」を理念として掲げている。しかし、この条例の核心は、企業進出地域の村落再編成を各企業の契約満了まで待たずに施行するために、第8条で「移行規定」として「旧制度下に契約した権利を放棄する企業には、経営に必要な土地を50年間確保する¹²⁸⁾」こととし、実質的には旧来の作付け規模、栽培方法を継続させることであった。

既に指摘したように、企業の借地は、直轄領の場合と同様に、村落あるいはブクル支配単位の行政指導によって実現するものであり、「住民からの自由な貸与」など実際には存在しない。

123) Soepomo, *op. cit.*, pp. 52-53.

124) *Ibid.*, pp. 84-86.

125) *Ibid.*, p. 82.

126) *Ibid.*, p. 51.

127) *Ibid.*, p. 57.

128) *Ibid.*, p. 58.

しかも、条例の付帯条項で「村落は、一定期間必要と判断されると、一定賃金で企業に労働力を供給する義務を負う¹²⁹⁾」としており、有償だが耕作労働には賦役の徴発すら認めている（賃金は県長が決定、持分地の分配を受けた者を徴発）。賃労働への移行がある程度進展したとしても、企業が経済外強制に頼れる部分を留保しており、自由労働もあくまで理念に過ぎない。更に、「企業借入地では、以後50年間、企業が不利益となるような（住民の）作物栽培は禁止¹³⁰⁾」しており、農民経営の内容にまで制限を加えて、企業と競合する作物生産は認めていない。

また、租借地での栽培方法は、甘蔗栽培などは王侯領で古くから導入されていたグレバガン制の2年輪作法が、一部の新規契約企業を除いて継続しており、直轄領で普及した3年輪作法（耕地を3ブロックに分割し、順次ローテーションで甘蔗と米作・裏作を行う）は採用していない。これを可能にするために、直轄領では企業による水田の借入が村落全水田の3分の1を上限としたが（実際にはこの原則を無視した企業もある）、王侯領では3分の1の上限に職田、恩給田、その他の村有田を除外している¹³¹⁾。これは、それまで企業がブクルの職田を私的に借入して実際には全水田の半分を確保していたので、その借入地を縮小させずにおくためであった。

このように、1918年の新借地条例は、いわば企業経営を円滑に継続・発展させるための規定であり、この条例と村落再編成によって、オランダ資本は土地と労働力を集約的に利用しうる条件を整えたと言える。

以上のように、この段階における王侯領の従属の特徴は、残された僅な領土内で行政・司法面での制約を受けるとともに、何よりも封土制下の土地所有関係にオランダ資本が直接介入し

てきたことであろう。しかも、その封土制すら、より効率的な土地と労働力利用を要求するプランターの圧力でついに廃止される。封土制の下で分断されていた村落は、直轄領村落と同様に、植民地支配の深化とともに新たに行政村として編成されることになる。

おわりに

本稿は、ジャワ王侯領の植民地政庁への従属化の過程を、主に土地所有関係・租税收取関係に対する制約・介入という視点から、3期に区分して特徴づけた。明らかにしえた諸点を要約すれば、以下のようになる。

第1期(1755年～1811年)。ギヤンティ条約締結以後の王侯領では、VOCに強いられた特産物の義務供出や独占貿易、VOCによるパティの承認、あるいはダーンデルス支配期の東北海岸領租借料の廃止など、VOC＝植民地政庁によってその自立的支配権の制約を受けたが、封土制を基軸とする独自の支配体制に外部勢力の直接的介入は及んでいなかった。領内（特に内領）では、王族・官僚、在地のドゥマン・ブクル、さらに土地保有農民・隷属民に至るまで重層化した土地所有＝租税收取関係が展開していた。その中では、在地支配者の相対的に自立した徴税権が、王権・パトゥの上級支配権と対抗的に存在していた。

第2期(1811年～1830年)。イギリスによる占領を契機として、領土の縮小に加え、外部勢力への従属化が進展する。植民地政庁の管轄下にあつて経済力をつけた中国人が、土地税、通行税、市場税、アヘン税などの徴税請負を拡大することによって、王侯領の税制に介入した。中国人による徴税強化は、在地支配者の既得権を侵害するとともに、農業生産、とりわけ商品生産を圧迫し、ディボネゴロの反乱が民衆の支持を得る要因ともなった。徴税請負制を介して、植民地政庁が王侯領の土地所有権・租税收取権を制

129) Simon, A., *op. cit.*, p. 1308.

130) Soepomo, *op. cit.*, p. 90.

131) Simon, A., *op. cit.*, p. 1314.

約した段階である。

第3期(1830年～1918年)。ジャワ戦争の終結後、王侯領は内領・外領の大規模な割譲と行政・司法の再編を迫られ、更にオランダ民間資本が本格的に進出して、土地所有関係に直接介入することになった。ブクルは企業の支配下に置かれ、農民の土地保有権は侵害されて経営形態まで厳しく規制された(特にグレバガン制)。世界市場での価格変動が借地料や作付け規模を規定して、

農業の不安定性を増幅させた。やがて資本の論理は、効率的な土地と労働力の利用を要求して封土制も廃棄させ、ここに至って王侯領は、直轄領に準じた行政・村落組織と土地制度の採用を強いられたのである。

以上のように、本稿は王侯領の従属化の歴史を鳥瞰した試論であるが、細部の実証では尚不十分な箇所もある。更に一次史料の収集によって所説を補うつもりである。